

東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理の推進を求める意見書

東日本大震災から1年が経過した現在においても、被災地には多くの災害廃棄物がうずたかく積み上げられているなど、被災者の生活再建に重大な影響を与えている。被災地では災害廃棄物を地域内で最大限処理するための取組が鋭意進められているところであるが、震災で平時の数十年分に相当する膨大な量の災害廃棄物が発生し、被災地の再生に大きな障害となっている。

政府は、災害廃棄物を被災地以外の自治体で焼却や埋立てを行う広域処理を推進し、平成26年3月までに処理を終了する方針を示している。しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の汚染に対する懸念から、多くの自治体は災害廃棄物の受入れに消極的であり、広域処理に係る取組みは進んでいない。災害廃棄物の処理は、被災地復興の大前提であり、広域処理が円滑に進むよう積極的に環境づくりをすべきである。

よって、国会及び政府におかれては、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理の推進を図るため、次の事項について速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 放射性廃棄物の取り扱いに関し、所管官庁ごとに処理基準値が異なることについて明確に説明するなど、国民の理解と不安の解消に努めること。
- 2 災害廃棄物の広域処理に関する安全性の確保について、より一層の情報提供と丁寧な説明を行うこと。
- 3 広域処理の受け入れ先に関しては、被災自治体の努力だけでは限界があることから、国が主導的な立場で自治体間の調整を図るとともに、財政的な負担に関し万全を期するなど総合的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月19日

富山県入善町議会